

「よく尋ねられる質問」 半期報告徴収周期の変更

問:いつから新規の半期報告徴収周期は有効となりましたか。

答:RI 理事会の方針改正に従い、新規の徴収周期は、2004 年 7 月 1 日をもって有効となりました。

問:RI に対し滞納金をもつクラブはいつ加盟が終結されますか。

答:米貨 250 ドルを超える未払いの納入義務金をもつクラブは、納入期日から 180 日(6 カ月)を過ぎると加盟が終結されます。

問:半期の会費支払いの「納入期日」とはどのように理解されていますか。

答:納入期日は、7 月 1 日と 1 月 1 日です。

問:終結に至るまえにクラブが業務一時停止処分を受けることはもうないのでですか。

答:RI 理事会は、会費の滞納に対するクラブの業務一時停止処分をなくすことを決定しました。

問:RI に対する未払いの納入義務金に関してクラブは督促通知を受けますか。

答:はい。納入期日から 90 日(3 カ月)後に、RI 事務局は、米貨 250 ドルを超える未払いの納入義務金があるすべてのクラブ幹事宛に督促通知を送付します。その他、地区別クラブ未納残高報告書が定期的にすべての地区ガバナー宛に送付され、ガバナーが滞納金をもつクラブに連絡を取り、これまで未納金の問題を解決すべく援助するよう奨励します。

問:納入義務金の不払いで加盟を終結されたクラブは、復帰することができますか。

答:はい。終結日から 365 日以内に加盟復帰の要件(この質疑応答の後部で説明されている)が、満たされれば可能です。

問:終結日から 365 日(1 年)以内に復帰を果たしたクラブは、その名称、記録、加盟認証状を保持することになりますか。

答:はい。

問:終結日から 365 日経った後でクラブを復帰することが可能ですか。

答:いいえ。終結日から 365 日以後にクラブを復帰することはできません。クラブは、まったく新しいクラブとして申請する必要があります。これは、RI 理事会により定められた方針です。

問: 終結クラブを復帰させるための要件は何ですか。

答:この場合、2つの異なった状況があります。

a) 終結日から 90 日以内に復帰するためには、クラブは以下を満たさなければなりません。
終結時に未納だった納入義務金、その後に引続き生じる半期報告の全会費および一人あたり米貨 10ドルの加盟復帰費を含む全額を支払わなければならない。クラブは、自動的に復帰されることになる。

b) 終結日以降 91 日から 365 日までの間に復帰するためには、クラブは、以下を満たさなければなりません。

終結時に未納だった納入義務金、その後に引続き生じる半期報告の全会費および一人あたり米貨 10ドルの加盟復帰費、および一人あたり米貨 15ドルの加盟認証費を含む全額を支払わなければならない。その他に、
新クラブ申請書式および改訂会員リストに記入し提出しなければならない。加盟復帰の目的のためには、新クラブを認証する場合のように、最低 20 名の会員を必要とすることはない。

問: 終結はいつ発効となるのですか。

答:RI に対し滞納金をもつクラブの終結は、各ロータリー年度の 1 月 1 日および 7 月 1 日に生じます。

問: RI に対する未払いの納入義務金による終結処分を避けるためにクラブは何をすべきですか。

答:クラブは、半期報告の作成書類を見直し、それまでに発生しているすべての半期末納会費の支払いを期日通りに行わなければなりません。

半期の会費は、半期の開始時、すなわち 1 月 1 日(1月-6月の半期分)および 7 月 1 日(7月-12月の半期分)に支払う必要があります。

なんらかの理由で半期報告を受け取らなかった場合、そのクラブは、できるだけ早く、それぞれの地域を担当する RI の財務部、クラブ・地区担当職員(日本事務局奉仕室職員)、あるいは財務代行者に連絡することが求められます。半期報告は、通常、7 月 1 日と 1 月 1 日以前に受け取られてしかるべきです。

クラブは、「会員アクセスページ」を通じて、個人のクレジットカードを使用し支払いを行うことが奨励されています。

問: クラブの会員リストの改訂の締切りはいつですか。

答:会員リストの改訂は、会費の照合調整ができるよう半期報告の支払い時である各 7 月と 1 月に行わなければなりません。新方針の下に、改訂は半期報告の締切日から 365 日(1 年)以内のみ認められています。これ以降は、RI の記録にある会員リストに基づき決められた会費が支払われなければなりません。